

# 町施設の使用料について(令和元年10月～)

鶴田町役場(電話22-2111)

## 1 鶴田町国際交流会館使用料

【問い合わせ先】総務課管財係(内線276)

室名	使用料(1時間当たり)	冷暖房料(1時間当たり)
ホール	5,720円	880円
会議室等 (一室当たり)	880円	110円

備考  
1 利用者の住所(法人にあつては、所在地)が鶴田町以外である場合の使用料及び冷暖房料は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において使用料及び冷暖房料に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。

## 2 鶴田町保健福祉センター「鶴遊館」使用料

【問い合わせ先】鶴遊館(電話22-3394)

区分	室別使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	下水道料 (1回当たり)	ガス代 (1回当たり)	水道料 (1回当たり)
ふれあい広場	5,720円	880円	220円		
会議室	880円	110円	220円		
調理室	880円	110円	220円	220円	165円

備考  
1 利用者の住所(法人にあつては、所在地)が鶴田町以外である場合の施設使用料は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

### 3 鶴田町農村環境改善センター「豊明館」使用料

【問い合わせ先】農業振興課担い手支援係(内線291・293)

室名	室別使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	石油ストーブ代 (1時間当たり)	ガス代 (1回当たり)	水道料 (1回当たり)
農事研修室	660円	55円	88円		
調理実習室	660円	55円	88円	220円	165円
多目的ホール	2,970円	550円	88円		
生活研修室	1,430円	220円	88円		
農事相談室	660円	55円	88円		
会議室	660円	55円	88円		

備考

- 1 利用者の住所(法人にあっては、所在地)が鶴田町以外である場合の室別使用料及び冷暖房料は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

### 4 鶴田町体育センター使用料

【問い合わせ先】鶴田町公民館(電話22-2818)

使用区分	施設使用料 (1時間当たり)	目的外の施設使用料 (1時間当たり)	暖房料 (1時間当たり)
高校生以下	無料	無料	無料
一般	110円	2,200円	275円
団体	880円	2,200円	275円

備考

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 利用者の住所(法人にあっては、所在地)が鶴田町以外である場合の施設使用料及び暖房料は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 5 鶴田町公民館使用料

【問い合わせ先】鶴田町公民館(電話22-2818)

室名		基本使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	石油ストーブ代 (1時間当たり)	ガス代 (1台当たり)	水道料 (1回当たり)
一階	娯楽室	440円	55円	88円		
	調理実習室	450円	55円	88円	220円	198円
	大集会室	2,250円	275円	88円		
二階	研修室	1,050円	110円	88円		
	視聴覚室	450円	55円	88円		
	講義室	500円	55円	88円		
	実習室No.1	450円	55円	88円		
	実習室No.2	450円	55円	88円		

### 備考

- 1 基本使用料には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 設置目的以外に使用した場合には、電気料、燃料その他必要と認める経費(実費)は、別に使用料に加算する。
- 3 利用者の住所(法人にあっては、所在地)が鶴田町以外である場合の基本使用料及び冷暖房料は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 6 鶴田町B&G海洋センタープール使用料

【問い合わせ先】教育委員会社会教育係(内線211)

施設	使用区分	時間区分	9時から12時 まで	13時から17時 まで	18時から21時 まで	9時から21時 まで
公園 プール	個人使用	高校生以下	110円	110円	170円	
		一般	220円	220円	330円	
	団体使用	高校生以下	1人 100円	1人 100円	1人 150円	1人 330円
		一般	1人 200円	1人 200円	1人 310円	1人 660円

### 備考

- 1 次のいずれかに該当する場合は、使用料を無料とする。
  - (1) 町内に住所を有する小学生以下の者
  - (2) 町内の小学校に在籍する児童
  - (3) 町内に住所を有する者であつて、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (4) 上記(3)に該当する者が介護者を必要とする場合は、その介護者
 ※利用の際は、保険証、免許証、学生証又は障害者手帳など、上記に該当することを確認できるものを施設受付に提示するものとする。
  
- 2 団体使用については、次のとおりとする。
  - (1) 団体は、10人以上とする。
  - (2) 15人以下で使用する場合は、一般プールの半面を専用とし、全面を使用する場合の使用料は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。
  - (3) 団体が幼児プールのみ使用する場合は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。
 ※団体使用については、事前に申し込みが必要です。

## 7 鶴田町武徳館使用料

【問い合わせ先】教育委員会社会教育係(内線211)

利用区分		9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで
剣道場	一般	60円	80円	80円
	団体利用	220円	330円	330円
	高校生以下	無料	無料	無料
柔道場	一般	60円	80円	80円
	団体利用	220円	330円	330円
	高校生以下	無料	無料	無料
相撲場	一般	60円	80円	80円
	団体利用	220円	330円	330円
	高校生以下	無料	無料	無料

### 備考

- 1 団体とは、10人以上をいう。

## 8 鶴田町鶴の里ふるさと館使用料

【問い合わせ先】商工観光課観光係(内線252)

時間	9時から16時
1時間当たり	2,200円
水道料	1日につき165円を使用料に加算する。
燃料費	石油ストーブを使用したときは、1時間につき88円を使用料に加算する。

## 9 鶴田町歴史文化伝承館使用料

【問い合わせ先】教育委員会社会教育係(内線211)

区分	基本使用料 (1時間当たり)	暖房料 (1時間当たり)	電気料 (1回当たり)	ガス代 (1回当たり)	水道料 (1回当たり)
展示ギャラリー	445円	110円			
わら細工加工室	445円	110円			
農産物加工室	445円	110円	220円	220円	198円
多目的屋内体育場	2,250円	325円			
研修室	1,050円	220円			

### 備考

- 1 利用者の住所(法人にあつては、所在地)が鶴田町以外である場合の基本使用料及び暖房料は、上記に定める金額に100分の150を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。